

## 1 取組の背景と目的（概要）

### ■ 取組の背景

- 数年前、対象地の所有者（既に死去）の親族に関わりがあった当会に、「町から「電線に竹がかかっている」との相談があったり、隣接の竹林整備・管理を行う民間団体から、対象地の管理不全が日照を遮っていること、土地が荒廃することによるたけのこの成長が滞ることに関する困惑などを聞いた。

### ■ 取組の目的

- 管理不全の継続は、景観悪化、生物・獣の住処になること、自然災害時の民家や前面道路への影響等を推測し、将来の被害予防及び町の竹林の保全に寄与するため、対象地の使用権設定を行うこととした。
- また、田上町は良質なたけのこの名産地であり、上記民間団体がたけのこを使い、地域活性化及び竹林の整備を行っていることも踏まえ、同団体と連携しながら、地域交流または青少年育成の体験事業等を展開する。

→「緑地・広場」（第6号）に該当

## 2 対象地の概要

- 所在：新潟県南蒲原郡田上町（対象筆数：1筆） 528m<sup>2</sup>

→越後平野から山間部に移る里山に位置する。

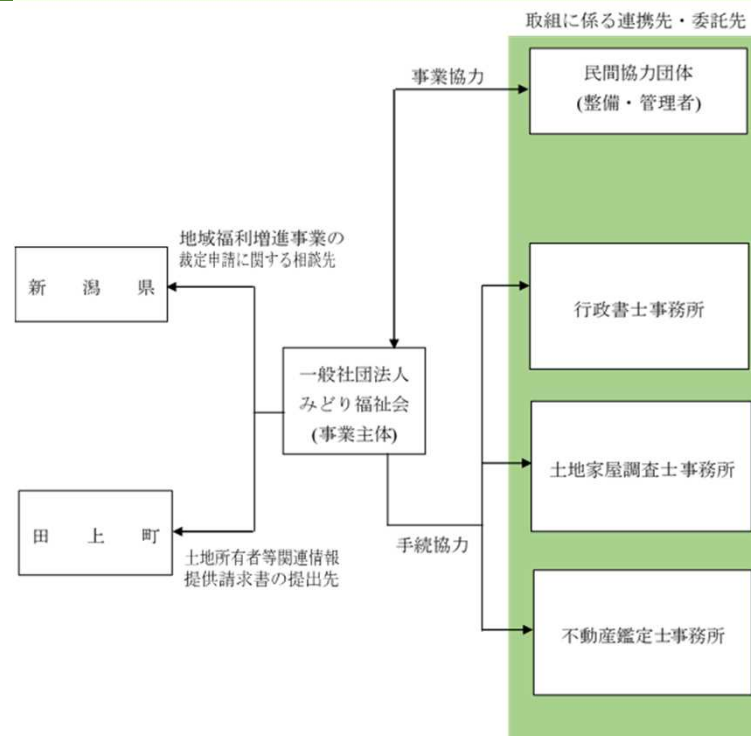
### ■ 所有者不明土地の状況

- 対象地の登記名義人は、住所が他市町村で、昭和50年代に相続により取得している男性名義。
- 地目は原野であるが、現況は竹林であり、管理不全のため繁茂している。



現況写真(令和元年5月22日撮影)

## 3 事業主体／関係協力先



## 4 本事業の今後の課題

### ■ 地域との合意形成

- 地域福利増進事業を行う上で住民への説明が必要となるが、当会では、事業の特性を踏まえ、住民への説明は最小限に抑え、個別に説明を行う形をとっている。  
⇒対象地について随時説明、報告を行う。

### ■ 所有者探索

- 令和2年7月現在、登記名義人の住民票を受領し、死亡を確認。  
⇒住民票に記載されている本籍から戸籍収集へ。

### ■ 補償金算定

- 土地家屋調査士からの境界確認には「対象地立入り許可」が必要のため今年度実施予定。
- 不動産鑑定士からは令和2年2月、暫定補償金算定を実施。

### ■ 裁定申請

- 裁定申請は以上の内容を詳細に町、県と打合せを行い、申請書類にまとめる。  
⇒書類が整い次第、裁定申請書類を県へ提出予定。

### ■ 取組んで感じたもの

- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による手続きは現状、民間にとっては手続きが煩雑なため、利用促進のために取り組みやすい制度の改良を望む。